



- 東京メトロ丸ノ内線、日比谷線、千代田線「霞ヶ関駅」
B1-b出口より直通 A1出口より徒歩2分 C1出口より徒歩3分
- 東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口より徒歩8分
- 都営三田線「日比谷駅」日比谷公園を通り徒歩8分

自治体連携プログラム

2014年7月発行

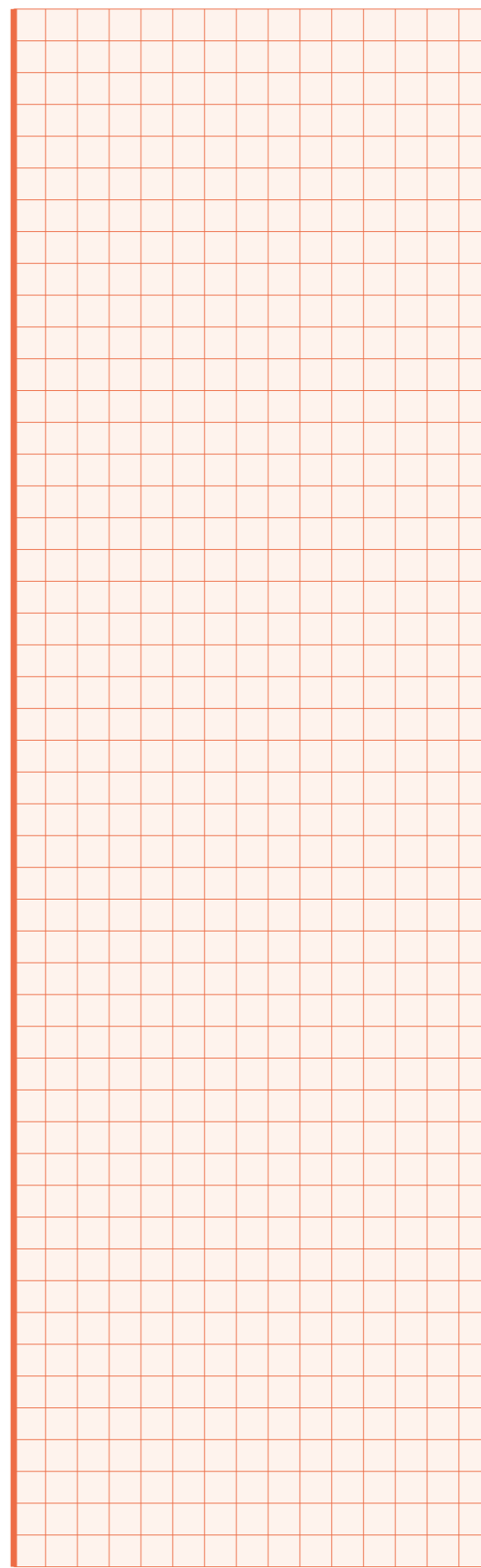
発行者 東京弁護士会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館 6階
電話 03-3581-2201(代表) HP <http://www.toben.or.jp/>

2014.07.1000

自治体連携 プログラム

自治体の皆様のために
東京弁護士会ができること



こんなお悩み
ありませんか？

自治体の皆様の様々なお悩みを解決します

東京弁護士会が自治体及びその利用者にご提供できる法的サービスを分かりやすく1つの冊子にまとめました。
ぜひご一読いただき、お申込みをご検討いただければ幸いです。

未収債権の管理・回収、財産管理

p.3

- 未収債権の管理・回収について相談したい。
- 債権以外の財産管理についても相談したい。

不当要求対策と反社会的勢力の排除

p.4

- 暴力団など反社会的勢力からの不当要求の対処について相談したい。
- 入札・公共調達に係わる商流から反社会的勢力を排除したい。

自治体の人事の推薦

p.5

- 任期付職員や非常勤・嘱託弁護士を採用したい。
- 監査人や各種委員を推薦してほしい。

子どもの人権救済

p.6

- 虐待、いじめ、体罰、非行問題など子どもの人権救済に関する支援をお願いしたい。

法教育

p.7

- 小中学生や高校生に対する法教育の講師を派遣してほしい。

高齢者・障がい者の権利擁護

p.8

- 高齢者や障がい者の権利擁護(成年後見、財産管理、高齢者虐待等)に関する支援をお願いしたい。

消費者問題

p.9

- 消費者問題について法的助言や講師派遣、顧問弁護士等の推薦をお願いしたい。

外国人の権利擁護

p.10

- 外国人向けの法律相談会や職員研修、受任弁護士のあっせんをお願いしたい。

公害・環境問題

p.11

- 公害・環境問題の各種委員の推薦、法律相談、講師の派遣をお願いしたい。

裁判員制度

p.12

- 裁判員体験講座や裁判員制度に関する講演の実施に協力してほしい。

犯罪被害者支援

p.13

- 犯罪被害者への支援をお願いしたい。

公益通報制度

p.14

- 公益通報制度の外部窓口担当弁護士の推薦、制度構築のお手伝いをお願いしたい。

市民向け法律相談

p.15

- 市民向けの法律相談をお願いしたい。

事業者向け法律相談・法律セミナー

p.16

- 中小企業向けの法律相談や法律セミナーをお願いしたい。

その他、研修講師、顧問弁護士等の紹介

p.17

- 自治体職員向けの研修講師、顧問弁護士等の紹介をお願いしたい。

お申込み・お問い合わせについては、p.17の申込方法(共通)をご覧ください。



東京弁護士会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館 6階 <http://www.toben.or.jp/>

自治体連携窓口 (TEL) 03-3581-2235 (FAX) 03-3581-0865

未収債権の管理・回収、 財産管理など

未収債権の管理・回収、今のやり方で本当に大丈夫ですか？

自治体は多種・多様の債権を有しており、地方自治法、同法施行令、地方税法等関係諸法令に基づいて、各債権の種類に応じて適切にその管理・回収を行う必要があります。これを怠った場合には住民監査請求の対象とされてしまいます。そのため、債権管理を担当する職員の法令遵守意識を向上させるべく、職員研修を継続的に実施することが必要不可欠です。他方、債権管理を適切に行うことにより、隠れた生活困窮者の早期発見・早期対応も可能になるというメリットもあります。また、債権に限らず、自治体はその保有する財産全般について関係諸法令に基づいて適法に管理する必要があります。

ご提供できる法的サービス

1 職員研修の実施

自治体の債権管理を担当する職員を対象に、地方自治法に基づく債権管理、訴訟等の法的手続のやり方、時効管理、不納欠損など、自治体の債権管理全般について、研修を行います。

2 債権回収案件の受任

自力執行力のない債権(私債権及び非強制徴収公債権)の回収について、督促状の作成・発送と納付相談・分納合意等、必要に応じて訴訟提起や強制執行まで対応いたします。今後は、これに加えて、税や国民健康保険料等、自力執行力のある債権の納付相談業務についても受任できるようにいたします。

3 条例・マニュアル等の作成

債権管理に関する研修や債権回収案件受任の豊富な実績を生かし、債権管理条例や債権管理マニュアル等の作成について協力します。また、債権管理分野に限らず、自治体の政策法務全般について積極的に協力してまいります。

4 メール相談

債権管理を含む財産管理その他自治体法務全般について、自治体の担当職員からメールによる質問を受け、自治体等法務研究部所属の弁護士がメールによる回答をおこないます。これまで10以上の団体の利用実績があります。

5 任期付職員・非常勤職員の推薦と後方支援

債権管理や財産管理に限らず、自治体の様々なニーズにマッチするよう任期付職員または非常勤職員として各自治体に適任者を推薦するとともに、採用された弁護士に対して自治体等法務研究部が全面的にバックアップすることとし、これにより各自治体の法執行がより適切に行われるようサポートいたします。

担当委員会等

- 自治体等法務研究部

不当要求対策と 反社会的勢力の排除

一緒に対決！ 不当要求、反社会的勢力

行政に対する不当要求は、現場で対応する職員の心身の健康を害し、あるいは、適正な行政活動を阻害し、国民一般の正当な利益を損ない、場合によっては職務犯罪を誘発しかねません。また、公共調達等に反社会的勢力が関与すれば、莫大な行政費用が反社会的勢力の資金源となり、重大なスキャンダルとなりかねません。さらに、行政は、許認可規制等を通じて反社会的勢力の事業活動により国民利益が損なわれないよう監督すべき立場にあるといえます。弁護士は、このように行政における不当要求対策や行政による反社会的勢力の排除に取り組んでいます。

ご提供できる法的サービス

1 不当要求対応

不当要求対応は、反社会的勢力対策の基本です。反社会的勢力によるものか否かを問わず、社会的に違法・不当な要求行為を排除します。

2 入札自体や公共調達に係わる商流からの排除

暴排条例等を根拠として、入札自体や公共調達に係わる商流から、暴力団やその関係会社等を排除して、劣悪な品質の仕事がなされたり、行政費用が暴力団等の資金源になることを阻止します。

3 規制行政と暴排

許認可事業について規制権限を適切に行使することによって、暴力団等の関係会社の事業活動により国民が被害を受けることや、当該事業分野が不健全化して社会に害悪がもたらされることを阻止します。

4 受任・講師派遣

これらについての事件受任・ご相談対応はもちろん、研修会への講師派遣等を承ります。

担当委員会等

- 民事介入暴力被害者救済センター

弁護士を任用してコンプライアンスと説明責任を果たす

自治体業務の専門性・対応法分野の拡大や、争訟等を含む法的対応の増加、法改正の動向等に伴い、自治体においては、客観性・専門性を担保して法律による行政・コンプライアンスの実践を図る必要性が高まっていることはご承知のとおりです。法律の専門家である弁護士を常勤の任期付職員や非常勤職員として採用して対応し、また、一般職員の心理的負担等を軽減しつつ内部職員の専門性・法的対応能力の向上を図る観点からも、弁護士を任用する意義は大きいと考えられます。実際に、全国の自治体において、弁護士の任期付職員は58自治体・76人に達しています(2014年4月時点)。

ご提供できる法的サービス

1 任期付職員、非常勤・嘱託弁護士等の推薦

行政訴訟を含む訴訟やその他の経験・知見を必要とされる業務・分野等に応じて、ニーズに具体的に即した候補者を推薦いたします。訴訟代理や議会対応、文書・契約書の起案やチェック、不当要求等への対応を含む日々の行政活動に伴う各種法律相談、職員等への研修等のほか、条例等の制改定や一定期間における特定プロジェクト等の対応に弁護士が携わっています。また、行政不服審査法の改正に伴い、審理員に非常勤職員として弁護士を任用することなども想定されます。

2 監査人、各種委員の推薦

職員や顧問関係にある弁護士ではなく、外部の第三者・専門家としての客観的立場からの知見を自治体行政に活かすため、各種分野における経験・専門性等を有する弁護士等、ニーズに応じて、監査人や第三者機関を含む各種委員の候補を推薦いたします。東京弁護士会では多数の推薦実績を有しており、各省庁等での勤務経験を有する候補者の推薦も可能です。

担当委員会等

- 人事委員会
- 東京弁護士会総務課

子どもたちの笑顔のために弁護士ができること

子どもの福祉の問題(虐待、施設内人権、子どもの貧困、未成年後見等)、学校の問題(いじめ、体罰、懲戒、学校災害等)、少年事件など、子どもをとりまく問題は多種多様です。東京弁護士会では、子どもの問題に関する法律相談である「子どもの人権110番」や、非行を犯して身体を拘束された少年に無料で弁護士を派遣する「少年当番弁護士」・「当番付添人制度」などの運営を行い、子どもの人権保障の観点からこれらの問題の解決にあたっています。

ご提供できる法的サービス

1 子どもの人権問題に関する各種委員等の推薦

東京都子どもの権利擁護専門員、東京都子どもの権利擁護調査員、東京都学校問題解決サポートセンター、東京都子供に万引きをさせない連絡協議会、墨田区学校法律支援事業など、自治体からの依頼に応え、委員の推薦を行っています。今後、自治体からの要請があれば、いじめ防止対策推進法に定める組織や子ども家庭支援センターのリーガルスーパーバイザー、もしくは、要保護児童対策地域協議会の構成員など、子どもの人権問題に関する委員を推薦することができます。

2 自治体職員や学校の先生向けの研修や講演会の実施

自治体の子どもの人権を担当する職員や、小中学校の校長先生対象の研修や先生向けの研修をはじめ、都や区市からの依頼に応え、子どもの人権について研修を行っています。

3 いじめの予防・少年事件と少年非行を学ぶ授業

法教育プログラム(p.7)の一環として、小中学校向けに、いじめ予防授業や少年事件と少年非行に関する授業を用意しています。特に、いじめ予防授業は、すでに都内の多くの小中学校で実施しています。なお、2013年に東京都が発表した「いじめ総合対策」の未然防止策として、弁護士等を活用した法教育の実施が取り上げられています。

4 もがれた翼のDVD上映と講師派遣

子どもの人権について広く知ってもらうために、子どもたちと弁護士でつくるお芝居を、子どもに関するいろいろなテーマを取り上げながら20年間実施してきました。その「もがれた翼」のDVDを上映し、テーマにあった講師を派遣します。

テーマ

- ①ネグレクト、②いじめ、③子どもに対する関係機関の連携、④少年法「改正」による被害者参加の問題、⑤性虐待、司法面接、⑥精神的な問題を抱えた子どもへの支援、⑦教育の名を借りた虐待、⑧若年妊娠など

担当委員会等

- 東京弁護士会子どもの人権救済センター
- 子どもの人権と少年法に関する特別委員会
- 東京弁護士会人権課

弁護士による出張授業を行います

法教育とは、「一般の人々が法や司法制度これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」のことをいいます。

法教育が盛り込まれた新学習指導要領の実施、東京都教育委員会の「法に関する教育カリキュラム」作成・配布を受けて、法教育への社会的関心はかつてないほど高まっています。

東京弁護士会でも、これまで、弁護士が学校へ行き、社会科、国語科、家庭科、総合的学習の時間などで授業を行う「法教育活動」を積極的に行ってきました。

具体的には、憲法や人権、いじめ、消費者問題、デートDV、公害・環境問題、労働のルールをテーマとした講義、模擬裁判や裁判員の模擬評議で裁判を体験する授業、弁護士と一っしょに実際の裁判を傍聴する裁判傍聴会などを行っています。

どの授業も学校の先生方や児童・生徒のみなさんにご好評をいただいております。

ご提供できる法的サービス

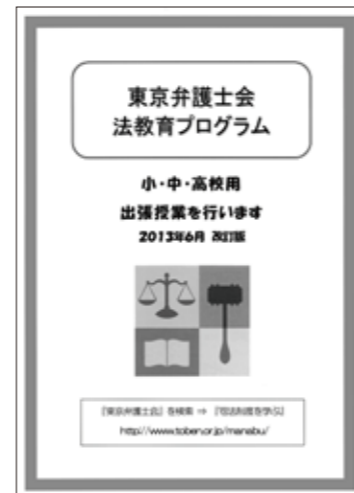
多彩な委員会がその特色を生かして授業を行います。小学校から高校生まで、発達段階に応じて、《体験型》・《講義型》のメニューを幅広くご用意しています。学校のニーズに合わせて、授業時間や内容もご相談により柔軟に対応します。また、当面無料ですので、ぜひご活用ください。

1 体験型プログラム

- ① 民事模擬裁判「裁判をやってみよう！」
- ② 刑事模擬裁判「有罪？無罪？」
- ③ ルール作りを体験しよう！
- ④ 裁判員模擬評議「裁判員ってどんな仕事？」
- ⑤ 裁判傍聴会「刑事裁判を見てみよう」

2 講義型プログラム

- ① いじめ予防授業—弁護士が伝えるいじめと人権のお話し
- ② 職業紹介「弁護士の仕事って何だろう？司法制度って何だろう？」
- ③ 憲法って何だろう？何が書いてあるの？
- ④ 環境について一緒に考えよう
- ⑤ 暴力団の本当の姿を知ろう
- ⑥ 少年事件と少年非行を学ぶ
- ⑦ 消費者教育講座「賢い消費者に！騙されない消費者に！」
- ⑧ 働く前に知っておこう—労働のルール
- ⑨ デートDVについて考えよう



詳しい授業内容はこちらの冊子（お問い合わせください）または ウェブサイトをご覧ください。
（<http://www.toben.or.jp/manabu/kyouiku.html>）

担当委員会等

- 法教育センター
- 東京弁護士会広報課

高齢者・障がい者のお困りごとは「オアシス」へ！

高齢者とは65歳以上の人を言うのが一般的ですが、その数は全国で2,900万人、東京には、約250万人以上の方が住んでいて、人口の2割以上を占めています。

成年後見の問題、相続・遺言、財産管理の問題、高齢者虐待の問題など、長い人生の中では、様々な問題が生じます。東京弁護士会では、高齢者・障害者総合支援センター「オアシス」を運営し、法律相談や各種委員会への派遣、弁護士紹介等を行っています。

日々高齢者・障がい者の方々の問題に対応しておられる行政や福祉関係者と連携し、これらの問題解決にあたり、高齢者・障がい者の権利擁護を支援・実現します。

ご提供できる法的サービス

1 運営委員会、専門ケア会議の弁護士推薦

成年後見制度推進に関する運営委員や高齢者虐待など個別ケースに関する支援方針決定会議・専門ケア会議などに、委員を派遣します。

2 後見人等候補者、個別事案への弁護士紹介、あっせん

市区町村長による後見等申立てを行う際に、後見人等候補者となる弁護士を推薦します。また、財産管理や相続・遺言で弁護士によるサポートが必要な場合にも、受任弁護士をあっせんします。

弁護士紹介を希望する場合は、「自治体申込用オアシス弁護士紹介依頼シート」（お問い合わせください）にてお申込みください。

3 高齢者・障がい者のための電話相談、面接相談

東京の3つの弁護士会では、高齢者・障がい者のための相談を実施し、弁護士が直接対応いたします。電話による相談、ご本人が高齢者、また障がいにより弁護士会で行う面接相談にお越しいただけない、ご本人が法律相談の必要性を理解できないなどの場合に、福祉関係・行政関係の方が、職務上ご本人のためにする面接相談は、初回無料で相談ができます。

相談ダイヤル

TEL: 03-3581-9110 (東京の3つの弁護士会で運営)
月～金 10:00～12:00、13:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)

担当委員会等

- 高齢者・障害者総合支援センター「オアシス」
- 高齢者・障害者の権利に関する特別委員会
- 東京弁護士会人権課

消費者問題

頻発する複雑化した消費者問題に弁護士の専門的知見を!

全ての人は消費者です。商品を買ったり役務の提供を受けたりした際、「表示されていた内容と違う」「聞いていた話と違う」「騙された!」と思うことはよくありますが、それは消費者被害かもしれません。

消費者問題は市民の日常生活で無数に発生しています。

このような消費者被害に遭った人の多くは自治体に連絡・相談をします。

そこで、自治体担当者の皆様が消費者問題の構造および対処方法を正しく理解しておくこと、消費者被害にあった地域住民へより良い支援を行うことができます。

ご提供できる法的サービス

1 法的助言

自治体の消費生活センター等で受け付けた消費者問題に関する相談への法的助言を行います。

2 事例研修

自治体の消費生活センターと共同で事例研修を実施し、担当者の消費者被害への理解を高めます。

3 顧問弁護士等の推薦

消費者問題を多く取り扱い消費者問題に詳しい弁護士を、顧問弁護士等として推薦します。

担当委員会等

- 法律相談センター運営委員会
- 消費者問題特別委員会
- 東京弁護士会法律相談課

外国人の権利擁護

外国人の権利擁護はグローバル化の第一歩!

日本には、日本国籍を持たない外国人住民が、約206万人以上暮らしています(2013年年末現在)。

東京都には、約40万人の外国人住民が生活しており、東京都内に住民登録をしている人のうち、約3%を外国人が占めています。

外国人住民も、日本社会で生活していくにあたって、日本人と同様、あらゆる種類の法律問題に直面します。

さらに、在留資格の問題、国際結婚・親子関係・相続など国境をこえた家族の問題、外国人に対する差別の問題など、

外国人特有の問題もあります。

弁護士は、自治体や福祉関係者、さらに必要に応じて各国語通訳等とも連携して、これらの問題の解決にあたり、外国人の権利擁護を支援・実現します。

ご提供できる法的サービス

1 外国人相談等への弁護士派遣

外国人住民向けの相談会などに、法律相談担当弁護士として委員を派遣します。

2 多文化共生事業、担当者向け研修等への弁護士派遣

多文化共生事業の検討、外国人を対象とする業務の担当者に対する関係法令の研修等に、外国人の法律問題に精通した委員を派遣します。

3 個別事案への弁護士紹介、あっせん

在留資格の問題、国際結婚・離婚・親子関係・相続など国境をこえた家族の問題、外国人を当事者とする民事事件、刑事事件、労働事件など、個別事案で弁護士によるサポートが必要な場合に、受任弁護士をあっせんします。

担当委員会等

- 外国人の権利に関する委員会
- 東京弁護士会法律相談課

身近な自然保護から公害問題まで、お役に立てることがあります

人がらしく幸福を追求しながら生きていくために、自然環境や生活環境が良好に保たれていることが重要です。東京弁護士会では、公害・環境問題はいのち、人権の問題であるという考え方にたって、意見書の公表やシンポジウム開催など、様々な活動を行っています。2014年3月には、「森林の再生～林地境界と路網整備の法的課題」と題するシンポジウムを開催し、行政機関職員の方からもご好評をいただきました。なお、公害・環境問題に関するシンポジウム開催のお知らせなどは、担当委員会のブログで情報発信しています。[\(http://www.toben.or.jp/know/iinkai/environment/\)](http://www.toben.or.jp/know/iinkai/environment/)シンポジウム以外にも、各自治体にお役立ちいただけるプログラムがありますので、是非ご利用ください。

ご提供できる法的サービス

1 各種委員の推薦

特に環境法を専門的に取り扱う弁護士や、具体的な公害・環境事件の解決にあたり被害の実情などをよく知る弁護士などが、審議会委員や公害調停委員として活動しています。詳しくは「自治体の人事の推薦」(p.5)をご参照ください。

2 法律相談

公害・環境問題に関する無料の電話相談窓口「公害・環境なんでも110番」を開設し、市民からの相談に応じています。

相談ダイヤル

TEL:03-3581-5379(ごみなく)
第2・第4水曜日 10:00~12:00

3 環境法教育

ごみ問題や動物愛護の問題など、身近な環境問題を題材とした出張授業を行っています。詳しくは「法教育」(p.7)をご参照ください。

担当委員会等

- 公害・環境特別委員会
- 東京弁護士会人権課

あなたも選ばれます、みんなで考えてみませんか裁判員制度

裁判員制度は、刑事裁判に、国民の皆様から選ばれた裁判員が参加する制度です。市民の皆様も、衆議院議員の選挙権を有する方であれば、原則として裁判員として選ばれる可能性があります。東京弁護士会では、裁判員の仕事を疑似体験できる講座や裁判員裁判に関する講演を行っています。各自治体において、市民の皆様へ裁判員制度への理解を深めていただくためのプログラムとしてご利用ください。

ご提供できる法的サービス

1 裁判員体験講座

裁判員制度を担う市民の皆様へ、裁判員の仕事を疑似体験できる講座を提供しています。オリジナルの刑事裁判DVDを見て、有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑罰にすべきか、皆様から自由に意見を出してもらい、議論して判決を出します。

裁判DVDを見ることで、裁判傍聴と同じように刑事裁判手続の流れを学ぶことができ、それを基に裁判員として判決を出す過程を体験することができます。

※本企画の体験動画(約90秒)が、東京弁護士会のHP上でご覧になれます。

<http://www.toben.or.jp/manabu/saibanin.html>

企画パターン

[1]フルコース・150分

- 裁判員制度に関するレクチャー(20分)
- DVD裁判員体験(60分)
- 模擬評議(40分)
- まとめ・質疑応答(30分)

[2]模擬評議コース・120分

- DVD裁判員体験(60分)
- 模擬評議(40分)
- まとめ・質疑応答(20分)

2 講演への講師派遣

裁判員裁判に関する市民向けの講演に講師を派遣します。

担当委員会等

- 裁判員制度センター
- 東京弁護士会司法調査課

犯罪被害者の平穏な生活を取り戻すためにサポートします

犯罪被害者支援とは、犯罪被害者やその家族らが、被害を回復あるいは軽減し、再び平穏な生活を営むことができるように支援すること、また、その刑事事件の手續に適切に関与することができるように支援することを言います。

東京の3つの弁護士会では「犯罪被害者支援センター」を設置し、支援に精通した弁護士が捜査機関への告訴・告発、警察署や裁判所への付添、刑事事件に関する情報の収集、刑事裁判への被害者参加、損害賠償請求・示談交渉、

犯罪被害者等給付金支給の申請、マスコミへの対応などの活動を行っています。

なお、一定の条件を満たせば、経済的な援助制度を利用できる場合があります。

ご提供できる法的サービス

1 サポート電話相談

犯罪被害者支援センターの弁護士が、犯罪被害者やその家族からの相談を受け付けています。被害者の立場に立って、捜査や裁判手續についての説明、とり得る手段など最良の対応をアドバイスします。相談費用については、初回(30分程度)は無料です。

相談ダイヤル

TEL:03-3581-6666

月~金 11:00~16:00(祝日・年末年始を除く)

2 面接相談

上記電話相談を行ったうえで、必要があると判断された場合には、面接相談を行うこともできます。相談費用は初回(1時間程度)無料です。相談を継続する場合、2回目以降は30分5,000円(税抜)となります。

3 受任

上記電話及び面接相談を行ったうえで、必要があると判断された場合には、相談担当弁護士が、直接、事件を受任することもできます。費用については、弁護士と相談の上、弁護士会の審査を経て最終的に決定することになります。

担当委員会等

- 犯罪被害者支援センター
- 犯罪被害者支援委員会
- 東京弁護士会人権課

外部通報窓口を弁護士を置く自治体が増えています

組織や団体において公益に関わる違法行為がなされ、それを放置し続けると、違法行為がエスカレートし、その組織・団体にとって取り返しのつかない事態を招きかねません。

従って、早い段階で違法行為の是正措置をとっておくべきです。そのために、違法行為を一番に知りうる組織・団体の内部の人間からの通報を生かさなければなりません。

また、社会の透明性を高めて、公正な社会を実現するためにも公益通報を適切に保護していくことが必要不可欠です。

そこで、公益通報をした者を保護するために平成18年4月に公益通報者保護法が施行され、

自治体でも対応が必要となっています。

ご提供できる法的サービス

1 公益通報外部窓口担当弁護士の推薦

自治体運営における透明性を確保して住民からの信頼を獲得していくためにも、公益通報の果たす役割は大きいものといえます。公益通報者保護法が施行されてから既に8年以上が経過していますので、公益通報をより効果的に行ってもらうために通報先として外部窓口をも設置している自治体も少なくないでしょう。しかし、せっかく外部窓口を設置したのであれば、弁護士、それも公益通報に関して経験豊富な弁護士に担当させるのが効果的です。弁護士であれば法律上も守秘義務を負っていますので通報者も安心して通報でき、経験豊富な弁護士であれば一層公益通報制度の実が上がるものと思われます。実際、東京弁護士会では、これまでも各省庁・自治体からの依頼で公益通報の外部窓口担当弁護士を数多く推薦しております。

2 公益通報制度構築のお手伝い

様々な事情から未だ公益通報制度を構築していない自治体もあるかもしれません。そのような自治体向けに一から公益通報制度を構築するための助言などのお手伝いをする弁護士も推薦いたします。

担当委員会等

- 公益通報者保護特別委員会
- 東京弁護士会法律相談課

自治体の法律相談で市民に安心を!

市民の人たちが気軽に法律相談をすることができる地域環境は理想的です。社会生活を送る中で困りごとやトラブルが生じたとき、市民の人たちが思い浮かべる相談先は、第一に居住する地域の自治体です。市民の人たちが求める行政サービスにおいて、法律相談の需要が高まっているのはいうまでもありません。居住する地域の自治体が法律相談を実施していることは、市民の人たちにとって安心して暮らせる重要な要素です。また、市民の人たちが社会生活を送る上で遭遇するトラブルに関して、様々な相談窓口を設けている自治体は多数あります。その相談窓口のひとつに、弁護士による法律相談を加えることによって、ワン・ストップの行政サービスを提供することができます。

ご提供できる法的サービス

1 日常生活に関する法律相談

市民の人たちが日常生活で遭遇しやすい一般的なトラブル(借地・借家、相続、離婚、金銭問題など)を対象とした法律相談に相談担当弁護士を派遣します。

2 債務整理などの多重債務問題に関する法律相談

クレジットカード、キャッシング、サラ金、住宅ローン、奨学金返還などによる債務問題を対象とした法律相談に相談担当弁護士を派遣します。

3 自殺防止を目的とした法律相談

自殺防止を目的とした法律相談に相談担当弁護士を派遣します。

4 交通事故に関する法律相談

交通事故に関する法律相談に相談担当弁護士を派遣します。

担当委員会等

- 弁護士紹介センター
- 法律相談センター運営委員会
- 東京弁護士会法律相談課

中小企業の法的課題解決を自治体がバックアップ!

東京弁護士会は、多くの中小企業に充実した法的サービスを行き渡らせるために、平成26年2月、中小企業の法的支援を専門に扱う「東京弁護士会中小企業法律支援センター」を立ち上げました。当センターは、事案に適した弁護士を紹介する制度の導入や、中小企業関連団体との連携を進め、とすると「敷居が高い」「顔が見えない」「費用が分からない」と見られがちな弁護士像を転換し、弁護士の側から中小企業に積極的にアプローチして法的課題の解決を支援するアウトリーチ活動に取り組んでおります。中小企業は日本経済の根幹を支え、多くの雇用を生み出していますから、各自治体におかれても、中小企業が自らの法的課題を適切に解決するために、橋渡しの役割を担っていただくことは大きな意義があるものと思われれます。当センターとしても自治体の皆様との連携を深め、多くの中小企業の課題解決支援に取り組んでいきます。

ご提供できる法的サービス

1 中小企業向け弁護士紹介

当センターは、中小企業へ法律相談を担当する弁護士を紹介しています。当センターの弁護士紹介の大きな特徴は、「コンシェルジュ弁護士」と「精通弁護士」による2段階での紹介システムです。まず第1ステップとして、コンシェルジュ弁護士(配点担当弁護士)が中小企業から直接電話で事案の概要をお聞きし、次に第2ステップとして、法分野ごとに整備した精通弁護士名簿の中から、案件を担当するのにふさわしい弁護士を選びご紹介しています。

なお、精通弁護士との面談相談料は、初回30分は当面無料です。中小企業や各自治体の専門相談を担当する税理士、中小企業診断士等に、下記相談ダイヤルをご案内ください。

相談ダイヤル

TEL:03-3581-8977

月~金 9:30~16:00(祝日・年末年始を除く)

2 中小企業向けセミナー等の共同開催

当センターは、中小企業関連団体と連携し、中小企業向け法律セミナー、ワークショップ、法律相談会等を共同開催しています。

当センターの業務内容を分かりやすく説明したリーフレットを配布しています。ご入用の場合にはお問い合わせください。

担当委員会等

- 中小企業法律支援センター
- 東京弁護士会司法調査課

その他、研修講師、
顧問弁護士等の紹介

自治体職員の法的知識力向上に弁護士をご活用ください

各自治体では、さまざまな相談に対応する窓口を設置し、日常生活を送る中で遭遇するトラブルや困りごとなどに対処しています。そのようなトラブルや困りごとに対処する相談窓口担当者の法的知識を養成することはとても重要です。法的問題に対する自治体職員の知識・理解力が向上することにより、適切な住民サービスを提供できることが期待されます。また、コンフリクト(利益相反)への対応や、多様な視点で検討する観点から、複数の弁護士と顧問契約を締結する自治体が増えています。

ご提供できる法的サービス

- 1 多重債務問題・自殺対策等に関わる自治体職員を対象とした研修**
多重債務や自殺対策を目的とした相談窓口担当者等を対象とした研修に弁護士講師を派遣します。
- 2 顧問弁護士の推薦**
東京弁護士会は、顧問弁護士の推薦についても実績を有しています。

担当委員会等

- 弁護士紹介センター
- 法律相談センター運営委員会
- 東京弁護士会法律相談課

申込方法(共通)

本冊子をお読みいただき、東京弁護士会の弁護士の紹介・推薦、研修・相談会等を希望される場合には、右ページの【お申込書】をコピーして、必要事項を記入の上、下記自治体連携窓口までFAXにてお送りください。担当委員会等より、折り返しご連絡いたします。また、「もう少し詳しい説明を聞きたいんだけど…」 「こんな企画はできないか?」など、ご不明な点やお問い合わせ事項がございましたら、何でも結構ですので、同じく自治体連携窓口までお気軽にお電話ください。



〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館 6階 <http://www.toben.or.jp/>

自治体連携窓口 (TEL) **03-3581-2235** (FAX) **03-3581-0865**

東京弁護士会 自治体連携プログラム お申込書

東京弁護士会 自治体連携窓口 行

FAX送信先:03-3581-0865

太線の枠内にご記入いただき、番号のあるものに関しては丸をつけてください。ご相談内容につきましては、適宜、別紙を追加していただいてもかまいません。

本お申込書は東京弁護士会にて保管いたします。

当会が行う弁護士紹介の業務、管理運営のため、必要な範囲で個人に関する情報を記載していただきます。

上記目的以外には、個人情報を利用しません。

申込日	平成 年 月 日	受付番号	
自治体等 (申込者)	住所	〒	
	組織名称	代表者氏名	フリガナ
	担当部署		
	担当者氏名	フリガナ	電話 () -
		FAX () -	
		E-mail	
ご 相 談 内 容	1 未収債権の管理・回収、財産管理〔研修講師派遣、受任弁護士のあっせん、法的助言、職員の採用〕		
	2 不当要求対策と反社会的勢力の排除〔法的助言、受任弁護士のあっせん、研修講師派遣〕		
	3 自治体の人事の推薦〔各種委員や監査人の推薦、任期付職員や非常勤・嘱託弁護士の採用〕		
	4 子どもの人権救済〔各種委員の推薦、研修講師派遣〕		
	5 法教育〔小学生、中学生、高校生に対する体験型・講義型プログラム〕		
	6 高齢者・障がい者の権利擁護〔各種委員の推薦、受任弁護士のあっせん、法律相談〕		
	7 消費者問題〔法的助言、講師派遣、顧問弁護士等の推薦〕		
	8 外国人の権利擁護〔外国人向け法律相談会、研修講師派遣、受任弁護士のあっせん〕		
	9 公害・環境問題〔各種委員の推薦、法律相談、講師派遣〕		
	10 裁判員制度〔裁判員体験講座、講演〕		
	11 犯罪被害者支援〔法律相談、受任弁護士のあっせん〕		
	12 公益通報制度〔外部窓口担当弁護士の推薦、法的助言〕		
	13 市民向け法律相談〔日常生活、多重債務問題、自殺防止、交通事故、その他()〕		
	14 事業者向け法律相談・法律セミナー〔法律相談、セミナー共同開催〕		
	15 その他、研修講師、顧問弁護士等の紹介〔自治体職員向け研修講師派遣、顧問弁護士の推薦〕		
相談・ご依頼の概要 (できるだけ具体的にご記入ください。なお、必ずしもご希望に沿うことができない場合もありますことをあらかじめご了承ください)			